

品川区立教育総合支援センター防犯カメラシステムの管理および運用に関する要綱

制定 平成 22 年 7 月 9 日 教育長決定

要綱第 10 号

改正 平成 27 年 3 月 31 日 要綱第 13 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、品川区立教育総合支援センター（以下「センター」という。）に設置する防犯カメラおよび録画・記録等に要する機器等（以下「システム」という。）の管理および運用に関し必要な事項を定めることにより、センターを利用する者の安全の確保および権利の保護を図ることを目的とする。

(設置者等)

第 2 条 システムの設置者は、品川区教育委員会とする。

- 2 システムの管理責任者は、教育総合支援センター長とする。
- 3 システムの取扱者は、教育総合支援センター教育事務係長とする。

(個人情報保護)

第 3 条 設置者、管理責任者および取扱者は、システムの不正使用により個人の権利および利益を侵害してはならない。

- 2 設置者、管理責任者および取扱者は、システムの管理または運用に関し、その職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(設置者の責務)

第 4 条 防犯カメラは、センターの施設内で、防犯効果の高い場所に設置するものとする。

- 2 設置者は、録画データの漏えい、滅失またはき損の防止その他データの安全管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 防犯カメラの設置にあたっては、防犯カメラの設置と動作に係る案内を表示し、防犯カメラ落下防止等の安全措置を講じる。
- 4 録画・記録等の機器は、職員以外の者の立ち入りを制限できる場所に設置する。

(管理責任者の責務)

第 5 条 システムの保守点検等を行うときは、管理責任者は、取扱者および指定する職員に立ち会いを命じなければならない。

- 2 管理責任者は、センター職員に対し、システムの不正使用により個人の権利および利益を侵害してはならない旨を周知する。
- 3 システムに関する業務を委託するときは、その業務内容に応じ、第 3 条に係る責務を当該受託者に遵守させるため、委託契約書等にその旨を記載する。

(録画データ等の保存・廃棄等)

第6条 録画データの保存期間は10日間とする。ただし、法令等に定めがある場合または捜査機関から公用要請があった場合は、この限りでない。

- 2 録画データは、撮影時のまま保存し、加工等を行ってはならない。
- 3 保存期間を経過した録画データは、上書き等の操作により消去を行う。
- 4 記録媒体を録画装置と分別して保存する場合は、盗難等を防ぐため、施錠ができる収納庫等に保管する。
- 5 記録媒体を破棄する場合は、破碎等を行うなど、録画データの再現が不可能な方法で廃棄する。

(目的外利用、第三者への提供等の禁止)

第7条 法令等に定めがある場合または捜査機関から公用照会を受けた場合を除くほか、録画データを設置目的以外の目的に利用し、または第三者へ提供してはならない。

(苦情処理)

第8条 管理責任者は、システムの設置および運用について、センター利用者から苦情等が寄せられた場合は、迅速かつ適切に処理し、その結果を遅滞なく設置者に報告する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラシステムの管理および運用に関し必要な事項は、別に教育次長が定める。

付 則

この要綱は、平成22年8月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。